

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

イ 昭和 60 年度以前に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・・・・・・・・ 6 年～50 年

工作物・・・・・・・・ 3 年～75 年

船舶・・・・・・・・ 7 年

物品・・・・・・・・ 3 年～30 年

② 無形固定資産・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

ソフトウェア・・・・・・・・ 5 年

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転以外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、評価をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価格が著しく低下した場合における実質価格と取得価格との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

債権等（未収金、長期延滞債権、貸付金、長期貸付金）の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損実績率により、徴収不能見込み額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から島根県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、島根県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち隠岐の島町へ按分される額を加算した額を控除し計上しています。

④ 賞与等引当金

職員の期末・勤勉手当（共済費を含む）の支出に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当・勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分の金額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（隠岐の島町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品及びソフトウェアについては、取得価格又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても原則として取得価格または再調達原価が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については、物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税基本通達7-8-1（資本的支出の例示）や法人税基本通達7-8-2（修繕費に含まれる費用）等をもとに資本的支出と修繕費を区分しています。

2 重要な後発事象

(1) 重要な業務の改廃

布施へき地診療所特別会計と五箇へき地診療所特別会計については、令和6年度より隠岐広域連合に移管することとなったため、令和6年度より廃止されます。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし。

(4) 重大な災害等の発生

該当なし。

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

布施へき地診療所特別会計

五箇へき地診療所特別会計

② 出納整理期間について

財務諸表は、3月31日を基準日として作成していますが、地方自治法第235条の5に規定する翌年度5月31日の出納閉鎖までを出納整理期間とし、出納整理期間における歳入及び歳出並びにこれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 地方公共団体における健全化判断比率の状況

実質赤字比率 ー

連結実質赤字比率 ー

実質公債費比率 12.1%

将来負担率 135.4%

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（地方自治法213条） 996,591,000円

事故繰越額（同法220条第3項） 70,000,000円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和6年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当なし

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準

財政需要額に含まれることが見込まれる金額 24,484,614,000円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。

ア 標準財政規模	8,907,839,000 円
イ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,290,504,000 円
ウ 将来負担額	37,750,636,000 円
エ 充当可能基金額	3,073,470,000 円
オ 特定財源見込額	1,230,471,000 円
カ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	24,484,614,000 円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 275,496,375 円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	18,120,306,187 円	17,779,996,660 円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	44,906,578 円	44,906,578 円
繰越金に伴う差額	-327,709,227 円	-
地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額	130,000,000 円	200,000,000 円
一般会計等相殺	-15,725,341 円	-15,725,341 円
資金収支計算書	17,951,778,197 円	18,009,177,897 円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,510,604,250円
投資活動収入の国県等補助金収入	755,779,183円
投資活動収入のその他の収入	83,627,729円
未収債権の増減額	379,046,948円
長期貸付金の増減	-2,189,787円
減価償却費	-5,289,956,989円
賞与等引当金増減額	-24,514,114円
退職手当引当金増減額	-78,106,767円
徴収不能引当金増減額	1,081,867円
資産除売却損益	866,948円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>-2,663,760,732円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000,000,000円
一時借入金に係る利子額	0円